

## 令和7年度北区広報紙企画編集業務委託募集要項 (公募型プロポーザル)

次のとおり令和7年度北区広報紙企画編集業務委託にかかる公募型プロポーザルを実施します。

令和7年1月8日  
大阪市北区長 寺本 譲

### はじめに

#### **手にとって読んでみたくなる広報紙をつくりたい。**

北区広報紙「わがまち北区」は、北区に住み、働き、学ぶ幅広い世代の多くの方に、区政情報をはじめ、区内のイベントや地域活動などを伝えています。

特に北区は、転入区民が多いことから、広報紙をきっかけに、北区のことを知って地域に愛着をもってもらい、実際にイベントに参加するといった行動に結びつくことで区民同士のつながりをつくりたい、と考えます。

そのために、まず「手にとって読んでみたくなる広報紙」をめざし、特に“表紙”にあたる1面上半分については、単に目を引くだけでなく、伝えたいテーマをしっかりと伝えて具体的な内容に導くような写真とキャッチコピーにこだわっています。

#### **どうすれば伝わるのか一緒に考えてくださる事業者を求めています。**

区役所からの情報がどうすれば区民に伝わるのか、興味をもって読んでもらえるのか、一緒に考えてくださる事業者を求めています。

訴求力のある紙面をつくるために、紙面作成・デザインのプロの視点で、広報紙の作成過程で様々な提案をしてくださる事業者を求めています。

北区の広報紙をもっと魅力的なものにしたい！熱意のある事業者を募集します。

### 1 案件名称

令和7年度北区広報紙企画編集業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

北区に住み、働き、学ぶ幅広い世代の多くの方に、区政情報をはじめ、区内のイベ

ントや地域活動を伝えることを目的として、北区広報紙を発行する。

広報紙をきっかけに、北区のことを知って地域に愛着をもってもらうこと、実際にイベントに参加するといった行動に結びつくことで区民同士のつながりをつくることをめざす。

今般、その目的を達成するために、紙面作成に関する専門知識や幅広い経験を持った民間事業者から広く企画提案を募集する。

**(2) 業務内容**

別紙「仕様書」のとおり

**(3) 事業規模（契約上限額）**

金8,001,400円（消費税等含む）

※契約の締結は令和7年度予算成立を条件とする。

**(4) 契約期間**

令和7年4月1日～令和8年3月31日

**(5) 費用分担**

受注者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### **3 契約に関する事項**

**(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

**(2) 委託料の支払い**

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

**(3) 契約書案**

別紙1「契約書案」参照

**(4) 契約保証金**

大阪市契約規則第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第37条第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

**(5) 再委託について**

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (イ) 区広報紙の企画編集業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当し、公募型プロポーザル参加資格審査においてその資格を認められた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 最近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- オ 公募型プロポーザル参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- キ 2つ以上の法人等が共同体を結成して申請するときは、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たすこと。
- ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表構成員を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表構成員は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - ② 参加申込書類提出後、代表構成員及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は、認めない。
  - ③ 代表構成員とならない事業者にあつては、代表構成員に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - ④ 企画提案書提出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - ⑤ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
  - ⑥ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| ・参加申請、質問受付   | 公告日から令和7年1月22日(水)まで             |
| ・資格審査結果通知    | 令和7年1月24日(金)に発送                 |
| ・質問回答        | 令和7年1月28日(火)に北区ホームページ上にて回答を掲載する |
| ・提案書受付       | 令和7年1月24日(金)～令和7年2月12日(水)まで     |
| ・プレゼンテーション審査 | 令和7年3月4日(火)(予定)                 |
| ・結果通知        | プレゼンテーション審査終了後、速やかに書面で通知        |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間

公告日から令和7年1月22日(水)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)

#### イ 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申請書 (様式A)
  - ② 業務実績書 (法人の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由)
  - ③ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 (提出日前3か月以内に発行のもの、写し可)
  - ④ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は確定申告書 (直近)
  - ⑤ 印鑑証明書 (提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可)
  - ⑥ 使用印鑑届 (様式B)
  - ⑦ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式C)
  - ⑧ 最近2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (提出日前3か月以内に発行のもの、写し可) (税務署の様式その3又はその3の3様式 [法人])  
 ※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。(様式は任意)
  - ⑨ 最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書 (提出日前3か月以内に発行のもの、写し可)  
 ※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと。(様式は任意)
  - ⑩ 委任状 (共同体での申請の場合のみ) (様式は任意)
  - ⑪ 協定書 (共同体での申請の場合のみ) (様式は任意)
- ※連合体で参加の場合は、②～⑨は各構成員分提出すること。  
 ※令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③～⑥及び⑧・⑨は省略可能。

#### ウ 提出場所

大阪市北区役所総務課 (大阪市北区役所4階)  
 〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号  
 電話 06-6313-9941 F A X 06-6362-3821

※申請書類は必ず持参すること (郵送・F A X・電子メール等不可)

#### エ 参加資格決定通知

公募型プロポーザル参加申請の提出書類により参加資格を審査し、参加資格決定通知書を令和7年1月24日(金)に発送する。なお、公募型プロポーザル参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

## (2) 質問の受付

#### ア 受付期間

公告日から令和7年1月22日(水)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時を除く。)

#### イ 提出方法

質問票 (様式D) に記載し、持参、又はF A Xにより提出すること。(F A Xにて提出の場合は、送信後に必ず電話にて連絡すること。)

#### ウ 提出先

大阪市北区役所総務課（大阪市北区役所 4 階）  
〒530 - 8401 大阪市北区扇町 2 丁目 1 番27号  
電話 06 - 6313 - 9941 F A X 06 - 6362 - 3821

エ 回答

質問票で受け付けた質問事項に対する回答については、令和 7 年 1 月 28 日（火）に、北区ホームページ（「トップ画面→事業者のみなさまへ→入札契約情報→業務委託関係」）に掲載する。

（3）企画提案書類の提出

ア 受付期間

令和 7 年 1 月 24 日（金）から令和 7 年 2 月 12 日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く）

イ 提出書類

提案できる案は 1 案のみとし、様式は記載項目を充足したうえで、適宜変更して構わない（A 4 判に限る）。

- ① 企画提案書（様式 1）
- ② 本業務に対する考え方、実施方針（様式 2）
- ③ 企画提案作品※（タブロイド判 2 ページ分）
- ④ 本業務にかかる実施体制（様式 3）
- ⑤ 過去 3 年間の類似業務実績（様式 4）
- ⑥ 見積書及び積算根拠（様式自由、見積額の内訳を 8 ページ建て、12 ページ建て、広報用ポスター等デザイン毎に記載すること。）

※③ 企画提案作品について

「食育 野菜を食べよう」をテーマに記事を作成し、表紙写真（1 面上半分）を含め、タブロイド版 2 ページ分を企画提案作品として提出してください。取材が必要な記事については、創作で結構です。（詳細は別紙「紙面作成課題」参照）

ウ 提出部数

各 8 部（正本 1 部、副本 7 部 ※副本は複写可）

ただし、事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなど、企画提案者を推定できる記載は行わないこと。

エ 提出場所

大阪市北区役所総務課（大阪市北区役所 4 階）  
〒530 - 8401 大阪市北区扇町 2 丁目 1 番27号  
電話 06 - 6313 - 9941 F A X 06 - 6362 - 3821

※提出書類は必ず持参すること。（郵送・F A X・電子メール等不可）

## 7 選定に関する事項

### (1) 審査基準

審査項目	審査の指標	審査内容	配点
企画力 (40点)	提案力	紙面に訴求力があり、手にとって読んでみたいと思わせる工夫があるか。	30点
	共感性	区民が興味をもって読めるような企画内容となっているか。	10点
技術力 (35点)	デザイン・レイアウト	デザイン性が優れており、全体のバランスやレイアウトが適当か。	20点
	記事作成	優れたキャッチコピー、かつ、わかりやすい文章で書かれており、読者を引きつける内容となっているか。	15点
実行力 (25点)	実施体制	業務を行うに当たって、体制が十分に確保されているか。	20点
	類似業務実績	類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか。	5点

### (2) 選定方法

ア 企画提案の審査については、「令和7年度北区広報紙企画編集業務委託先選定会議」で行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は審査基準に沿って審査を行う。

《プレゼンテーション審査》

日時：令和7年3月4日（火）（予定）

- ・プレゼンテーションにより審査を行う。
- ・プレゼンテーションの持ち時間等については、プレゼンテーション審査の実施日時等の通知に記載する。
- ・プレゼンテーションの出席人数は4人までとする。  
なお、実際に編集業務を担う者が必ず出席すること。
- ・審査はあらかじめ提出された企画提案書類をもとに行い、追加資料の配付並びにパソコン及びプロジェクター等の投影による説明は不可とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、提出された企画提案書類のみで審査を行うものとする。
- ・プレゼンテーション審査の結果は、プレゼンテーション審査終了後に書面で通知する。

ウ 企画提案者が5社以上となった場合は、企画提案書による事前審査を行う場合がある。事前審査を行った場合は、合否を速やかに通知し、合格者については、併せてプレゼンテーション審査の実施日時・場所等を通知する。

- エ 審査の結果、評価点が最も高い企画提案者が複数いる場合には、企画力、技術力、実行力の順に得点が高い方を採用する。
- オ 平均評価点が60点に満たなかった場合は、評価点の合計が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。
- カ 評価点が最も高い提案者が辞退した場合は、次点の事業者の提案を採用する。
- キ 評価点が最も高い提案者の提出書類等に虚偽があると認められた場合にはその事業者の提案を採用しないことがある。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、北区ホームページに掲載する。

## 8 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（大阪市が補正等を求める場合を除く）。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 9 提出先・問い合わせ先

〒530 - 8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号  
大阪市北区役所総務課（大阪市北区役所4階）  
電話 06 - 6313 - 9941 F A X 06 - 6362 - 3821